平成２７年（フ）第３０２号
福岡県遠賀郡遠賀町虫生津南16番１―401号
緑ヶ丘町営住宅401号
債務者　藤原　実希（旧姓水摩）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月27日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４８１号
東京都八王子市大船町231番地58
債務者　亀澤　庸子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８４２号
横浜市泉区上飯田町2147番地４　レオパレスファウィステリアⅡ104号
債務者　倉島　秀昭
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７０１号
東京都葛飾区西水元２丁目８－２　レオパレス亀有第四―203
債務者　小沢　　司
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７６７号
東京都足立区南花畑４丁目11―18―208
債務者　川端　　繁
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７６８号
東京都足立区南花畑４丁目11―18―208
債務者　川端　栄子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４０１号
東京都足立区六町３丁目８―53―403
債務者　杉本　辰也
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４７１号
東京都世田谷区上北沢１丁目32―４―611
債務者　小原　智美（旧姓大楽）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５９２号
東京都板橋区熊野町25―７―502
債務者　羽鳥　美穂（旧姓三木）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７０号
静岡県藤枝市駿河台５丁目５番５―306号
県営駿河台西団地４棟、旧住所静岡県藤枝市瀬古３丁目13番11号　グリーンヒルＡ棟202号
債務者　前嶋久美子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６７９号
東京都葛飾区堀切１丁目23―20　星野第２マンション208
債務者　小畑智果子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６８１号
東京都新宿区西早稲田２丁目15―９―603
債務者　本多喜久子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７４号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅20―404
債務者　近藤　佳晴
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４４８号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅５棟209号
債務者　大木　俊二
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５９号
愛知県岡崎市竜美西２丁目８番地９
債務者　都築　　匠
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後３時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係